

第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」(素案)

概要版

※本計画はこども基本法に基づく計画に位置づけ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」「次世代法市町村行動計画」「ひとり親家庭等自立促進計画」「社会的養育推進計画」を一体的に策定しています。

計画策定の趣旨

第1章

子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2期計画の取組みの成果や課題をふまえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、こども大綱等を勘案し、第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定します。

計画期間(5年間) 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

基本理念

第2章

すべてのこどもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、こどもを愛情深く育むまち・とよなか
[豊中市子ども健やか育み条例]

施策体系

重点施策

- 1 確実に支援につなぐ ～寄り添い・つなぐ相談援助～
- 2 子育てはみんなで ～子育ての社会化～
- 3 こどもとともに ～こども自身による多様な参画～

施策の柱

- 1 子育て支援
 - (1) 保育及び教育環境の充実
 - (2) 多様な人との交流及び体験をすることができる機会の提供
 - (3) こどもの居場所づくり
 - (4) こどもの悩みや不安に対する相談及び支援
 - (5) 若者の自立支援
- 2 子育て支援
 - (1) 地域の子育て環境の整備
 - (2) 子育てに必要な情報提供等
 - (3) 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援
 - (4) 子育てと仕事の両立の推進
- 3 安心・安全なまちづくり
 - (1) 生活環境、保健・医療体制等の整備
 - (2) こどもの安全確保

計画の進行

第11章

全庁的な体制に加え、関係機関や保護者、地域住民、事業者等と連携・協力し推進します。計画の進行管理は、評価指標を設定し、PDC Aサイクルの考えに基づき、毎年度点検・評価(こどもや保護者、支援者等への意見聴取を実施)を行い、事業を見直します。

施策の展開

第4章

重点施策1

確実に支援につなぐ
～寄り添い・つなぐ相談援助～

- (1) はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制づくり
- (2) 地域の身近な相談支援の推進

重点施策2

子育てはみんなで
～子育ての社会化～

- (1) 保護者の負担軽減・安心感向上のしくみづくり
- (2) いろいろな人や組織が子育てに関わるしくみづくり

重点施策3

こどもとともに
～こども自身による多様な参画～

- (1) こどもの思いを受け止める場の充実
- (2) こどもの社会参画・意見表明のしくみづくり
- (3) こどもの自己実現支援
- (4) 大人がこどもの思いを聴けるような社会づくり

施策の柱1 子育て支援

(1) 保育及び教育環境の充実

こどもが安全に、安心して、遊びや学びにチャレンジし、一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる 姿をめざします

拡充

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の推進/保育定員の確保/第2次公立こども園整備計画の推進/学びの多様化学校の開校

(2) 多様な人との交流及び体験をすることができる機会の提供

こども・若者が主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じ、身近な社会生活や自然等に興味や関心を持ち、社会で生きる力を身につけることができる 姿をめざします

拡充

こども・若者発信での意見表明機会の充実/社会的養護における第三者によるこどもの意見表明支援の仕組みづくり

(3) こどもの居場所づくり

家庭づくりや学校・地域におけるこどもの居場所づくりが進み、こどもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる 姿をめざします

拡充

様々な地域の居場所のネットワーク化/児童育成支援拠点、豊中型認定居場所のいずれかを全中学校に展開/居場所の運営支援・支援力向上

(4) こどもの悩みや不安に対する相談及び支援

こどもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とするこどもが個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる 姿をめざします

拡充

はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制でこどもと子育て世帯をまるごと支援/不登校支援の充実

(5) 若者の自立支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が、個々の状況に応じた適切な支援を受けることができるとともに、安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる 姿をめざします

施策の柱2 子育て支援

(1) 地域の子育て環境の整備

こどもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ保護者同士も身近な場所でふれあい、支え合うことができる 姿をめざします

拡充

すべての小学校区で公立こども園及び民間保育施設に「マイ子育てひろば」を設置

(2) 子育てに必要な情報提供等

保護者が子育てに喜びを感じ、こどもとともに成長できていると感じることができる 姿をめざします

(3) 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

保護者が身近な場所で相談できたり必要な支援を受けられることで、安心して子育てできる姿をめざします

拡充

預かり事業・訪問型の相談支援事業の充実/はぐくみセンター、児童相談所等の関係機関の連携の強化/児童相談所での支援後の途切れない自立支援/支援サービスを一元管理・発信するプラットフォームの構築と新サービス創出など

(4) 子育てと仕事の両立の推進

必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる姿をめざします

拡充

保育定員の確保/多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実

施策の柱3 安全・安心なまちづくり

(1) 生活環境、保健・医療体制等の整備

地域の中で安心して安全に妊娠・出産・子育てができる姿をめざします

拡充

産後ケアサービスの拡充/子育てバリアフリーの推進/公園や住宅入居支援の充実など

(2) こどもの安全確保

こどもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、安心して安全に暮らすことができる姿をめざします

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

第5章

就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方を定めています。

〈教育・保育提供区域の設定〉

教育・保育提供区域として、3つの区域を設定します。

〈量の見込みと確保方策〉

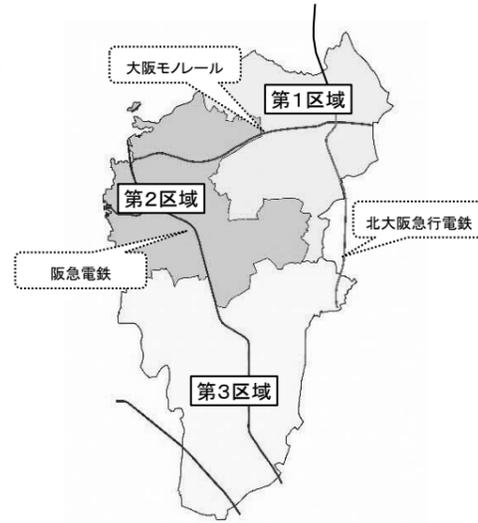
事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ設定します。

○教育・保育○

不足する保育定員については既存施設活用や新規整備で確保します。

○地域子ども・子育て支援事業○

質・量・種類を充実していきます。



こどもの未来応援施策の推進（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）

第8章

貧困により、こどもが適切な養育や教育、医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、こどもがその権利利益を害され社会から孤立することのないように、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、課題を整理し、効果的に施策に取り組みます。

〈取り組みのポイント〉

- 1 保護者（世帯）の家計・収入・就業に関する支援の充実
- 2 こどもの生活習慣、家族の関わりへの充実
- 3 こどもの学習理解度・意欲、自己効力感の醸成
- 4 保護者への相談支援の強化

学校を拠点とした放課後のこどもの居場所づくりの充実

第6章

すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後こどもクラブの整備等を計画的に進めます。

〈目標事業量の設定〉

「放課後こどもクラブ」「地域子ども教室」及び同一校内で放課後こどもクラブと地域子ども教室が連携しながら事業を実施している「校内交流型」の目標事業量を設定しています。

〈取り組みのポイント〉

- 校内交流型の推進
- 放課後こどもクラブ及び地域子ども教室への学校施設の活用
- 放課後児童対策に係る市長部局と教育委員会の具体的な連携

若者自立支援計画

第9章

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の社会的自立を支援するため、3つの取り組みを実施します。

〈取り組みのポイント〉

- 1 若者支援に係る相談・支援機能の充実
「若者支援総合相談窓口」の機能の充実、支援の質の向上、周知強化
- 2 支援ネットワークの強化
豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実／分野を超えた複雑・複合した課題のあるケースへの対応の強化 など
- 3 居場所など社会的自立に向けた取り組みの強化
日常的な関わりの中で支援が実施できる拠点の充実／ひきこもり状態に関する相談支援機能の強化 など

ひとり親家庭への支援の充実（ひとり親家庭等自立促進計画）

第7章

ひとり親家庭の経済的・精神的自立とこどもの健やかな育ちに向けて、（1）安定した生活基盤の確立、（2）子育てと仕事のバランスがとれ、保護者が子育てに喜びを感じることができる、（3）こどもが安心して育つことを目標とし、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係機関と連携して以下の5つの取り組みにより総合的な支援を行います。

〈取り組みのポイント〉

- 1 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実
- 2 就業支援
- 3 子育て・生活支援
- 4 経済的支援・養育費の確保
- 5 こどもへの支援

社会的養育推進計画

第10章

令和7年度(2025年度)の児童相談所の開設にあたり、こどもの権利擁護に関する環境をはじめ、体制整備に向けた考え方や目標、取組内容を具体的に示し、豊中市のこどもが豊中市で安心して成長することができる養育支援体制の構築をめざします。

○計画策定のポイント

- 1 こどもが安心して暮らし続けられる支援体制
【家庭養育優先原則とパーマネンシー保障理念の徹底】
- 2 こどもの人権が第一に尊重される支援体制
【こどもの最善の利益の実現】
- 3 こどもが地域全体で守られる支援体制